

## 主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告らの負担とする。

## 事 実 及 び 理 由

### 第1 請求

被告は、原告らに対し、各17万1428円及びこれに対する平成15年3月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

### 第2 事案の概要

#### 1 事案の要旨

原告らは、大韓民国に居住する同国の国民であって、第二次世界大戦中に朝鮮半島から日本に強制連行されるなどして、昭和20年8月6日に広島市に投下された原子爆弾により被爆したAの承継人である。

本件は、原告らが、被告は、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（以下「原爆医療法」という。）に基づき被爆者健康手帳の交付を受けた者が我が国の領域を越えて居住地を移した場合には、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（以下「原爆特別措置法」といい、原爆医療法と併せて「原爆二法」という。）は適用されず、原爆特別措置法に基づく健康管理手当等の受給権は失権の取扱いとなるものと定めた「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律等の施行について」と題する通達（昭和49年7月22日衛発第402号各都道府県知事並びに広島市長及び長崎市長あて厚生省公衆衛生局長通達。以下「402号通達」という。）を作成、発出し、その後、原爆二法を統合する形で原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（以下「被爆者援護法」といい、原爆二法と併せて「原爆三法」という。）が制定された後も、平成15年3月まで402号通達の上記の定めに従った取扱いを継続したことによって、Aの原爆三法上の「被爆者」としての法的地位ないし権利を違法に侵害してきたなどと主

張して、それぞれ、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償として、17万1428円及びこれに対する違法行為の終了日である同月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提事実（当事者間に争いのない事実、当裁判所に顕著な事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1)ア 昭和32年に制定された原爆医療法は、「広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者が今なお置かれている健康上の特別の状態にかんがみ、国が被爆者に対し健康診断及び医療を行うことにより、その健康の保持及び向上をはかることを目的とする」（1条）法律であり、同法による医療等の給付の対象となる「被爆者」を、原子爆弾が投下された際当時の広島市若しくは長崎市の区域内又は政令で定めるこれらに隣接する区域内に在った者等であって、被爆者健康手帳の交付を受けたものと定義していた（2条）。同法には、その適用対象者を日本国籍を有する者に限定する旨のいわゆる国籍条項はなく、被爆者健康手帳の交付を受けようとする者は、「その居住地（居住地を有しないときは、その現在地とする。以下同じ。）の都道府県知事（その居住地が広島市又は長崎市であるときは、当該市の長とする。以下同じ。）」に申請しなければならないと定められていた（3条1項）。

イ 402号通達は、昭和49年法律第86号（一部は同年9月1日施行、その余は同年10月1日施行）による原爆二法の一部改正等の機会に発出されたものであるところ、同法律による一部改正後の原爆医療法は、①都道府県知事において、「被爆者」に対し、毎年の健康診断とそれに基づく必要な指導を行うこと、②厚生大臣において、原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかり、現に医療を要する状態にある「被爆者」に対し、その負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の認定をし

た上で、指定医療機関による必要な医療の給付又はこれに代わる医療費の支給を行うこと、③厚生大臣において、「被爆者」に対し、一般の負傷又は疾病について被爆者一般疾病医療機関において医療を受けた場合など一定条件の下に、一般疾病医療費を支給することなどを定めており、これらに要する費用は、「被爆者」の所得や資産状態にかかわらず、全額公費負担とされていた。また、被爆者健康手帳の交付、健康診断及び必要な指導等に係る事務は、国の機関委任事務とされていた。

なお、指定医療機関及び被爆者一般疾病医療機関には、日本国内の医療機関が指定されていたため、原爆医療法に基づく医療の給付等は、事実上、少なくとも日本国内に現在する「被爆者」が対象となっていた。

(2)ア 昭和43年に制定された原爆特別措置法は、「広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者であって、原子爆弾の傷害作用の影響を受け、今なお特別の状態にあるものに対し、特別手当の支給等の措置を講ずることにより、その福祉を図ることを目的とする」（1条）法律であり、原爆医療法2条に規定する「被爆者」を対象とし、その健康状態等に応じて、各種手当等を給付することを定めていた。原爆特別措置法にも、その適用対象者を日本国籍を有する者に限定する旨のいわゆる国籍条項はなかった。

イ 昭和49年法律第86号による一部改正後の原爆特別措置法に基づく給付としては、①原爆医療法に基づき、負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生大臣の認定を受けた「被爆者」を対象とする特別手当、②造血機能障害、肝臓機能障害その他の厚生省令で定める障害を伴う疾病（原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかであるものを除く。）にかかっている「被爆者」を対象とする健康管理手当、③上記認定を受け、原爆医療法に基づき、当該認定に係る負傷又は疾病に対する医療の給付を受けている「被爆者」を対象とする医療手当のほか、介護手当及び葬祭料があった。これらの手当等の支給は都道府県知事（広島市又

は長崎市については各市長。以下同じ。)において行うものとされ、その支給に係る事務は国の機関委任事務とされていた。これらの手当の支給等に要する費用は、全額公費負担とされていたが、特別手当、健康管理手当、医療手当及び介護手当については、当該手当の支給要件に該当する「被爆者」又はこれと一定の身分関係にある者の所得につき所得税法の規定により計算した前年分の所得税の額が政令で定める額を超えるときは、その全部又は一部を支給しない旨の規定(以下「所得制限規定」という。)が設けられていた。なお、健康管理手当等に係る所得制限規定は、平成6年に被爆者援護法が原爆二法を統合する形でこれらを引き継ぐとともにその援護内容を更に充実発展させるものとして制定された際、撤廃された。

ウ 原爆特別措置法の定める健康管理手当は、原子爆弾の放射能の影響による障害を伴う疾病にかかり、健康上特別の状態に置かれて不安の中で生活している「被爆者」に対し、毎月定額の手当を支給することによって、精神的な安定、療養生活の安定を図り、その健康及び福祉に寄与することを目的とするものである。「被爆者」が健康管理手当の支給を受けようとするときは、都道府県知事から支給要件に該当する旨の認定を受けなければならないが、都道府県知事は、同認定をする場合には、併せて当該疾病が継続すると認められる期間を、疾病の種類ごとに厚生大臣が定める期間内において定めるものとされており、402号通達発出当時、同期間は最長3年と定められていた(昭和43年厚生省告示第352号)。

エ 原爆特別措置法には手続の細則に関する定めはなく、同法の委任に基づき同法の実施のための手続その他その執行について必要な細則を定めるものとして、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律施行規則(昭和43年厚生省令第34号。以下「原爆特別措置法施行規則」とい

う。)が制定された。

なお、原爆特別措置法には、健康管理手当等の受給権者が都道府県（広島市又は長崎市については各市。以下同じ。）の区域を越えて居住地を移した場合に失権する旨の明文の規定はなかったが、昭和49年厚生省令第27号（同年9月1日施行）による改正前の原爆特別措置法施行規則においては、健康管理手当等の受給権者が都道府県の区域を越えて居住地を移した場合には、従前の居住地の都道府県知事に対して失権の届出をするものと定められ、新居住地の都道府県知事から改めて健康管理手当等の支給要件に該当する旨の認定（以下「支給認定」という。）を受けることが必要とされていた。上記の規則改正により、健康管理手当等の受給権者は、上記の場合にも失権することはなく、新居住地の都道府県知事に対して居住地変更を届け出るものとされ、当該届出を受理した都道府県知事は、当該受給権者の従前の居住地の都道府県知事に文書でその旨を通知するものと改められた。

- (3)ア 原爆医療法制定の際の国会審議において、同法が在外被爆者（日本国外に居住する被爆者をいう。以下同じ。）にも適用されるか否かという問題については特段の質疑は行われなかった。日本国内の被爆者に対しては同法に基づく援護措置が講じられる一方で、在外被爆者に対してはほとんど援護措置が講じられなかったが、これは、被告の担当者が、原爆医療法は、日本国内の地域社会の構成員の福祉の向上を図ることを目的とする社会保障法であるから、被爆者が日本国内に居住関係を有することが適用の前提条件となっており、例えば、一時的に日本を訪れたにすぎない在外被爆者については適用されないとの解釈に基づき、同法を運用していたことによるものであった。

原爆特別措置法制定の際の国会審議において、厚生大臣は、同法は在外被爆者には適用されないという趣旨の答弁をした。

イ 厚生省公衆衛生局長は、福岡地判昭和49年3月30日民集32巻2号459頁を受けて、同年7月25日、それまでの法解釈を変更し、我が国に入国した在外被爆者に対する原爆医療法の適用については、日本における在留期間、その滞在目的等から総合的に判断することとし、治療目的で適法に入国し1か月以上滞在している者に対しては、日本国内に居住関係を有するものとして、被爆者健康手帳を交付しても差し支えないとする解釈を採用することを明らかにするに至った（同年衛発第416号東京都知事あて厚生省公衆衛生局長回答）。

他方、厚生省公衆衛生局長は、前記のとおり、同月22日付けで402号通達を発出し、原爆特別措置法はなお日本国内に居住関係を有する「被爆者」に対してのみ適用されるものであるから、「被爆者」が我が国の領域を越えて居住地を移した場合には、当該「被爆者」には同法は適用されず、同法に基づく健康管理手当等の受給権は失権の取扱いとなるものと定めるに至った（以下、この取扱いを「失権取扱い」という。）。これにより、在外被爆者は、来日して被爆者健康手帳の交付を受け、健康管理手当等の支給認定を受けたとしても、出国すると同時に、「被爆者」たる地位を失うこととなり、健康管理手当等の受給権は失権したものと取り扱われて、その支給が打ち切られることになった。

ウ 厚生省公衆衛生局長は、福岡高判昭和50年7月17日民集32巻2号471頁を受けて、同年9月1日、在外被爆者に対する原爆医療法の適用について、適法な入国後おおむね1か月以上滞在する者であれば、入国目的を問わず、日本国内に居住関係を有するものとして、被爆者健康手帳を交付しても差し支えないこととする旨解釈を変更することを明らかにした（同年衛発第500号広島市長あて厚生省公衆衛生局長回答）。

エ 厚生省公衆衛生局長は、最一小判昭和53年3月30日民集32巻2号

435頁を受けて、同年4月4日、在外被爆者に対する原爆医療法の適用に関する解釈を更に変更し、我が国に現在する者である限り、その現在する理由等のいかなを問わず、同法を適用し、被爆者健康手帳を交付することとした（同年衛発第288号各都道府県知事並びに広島市長及び長崎市長あて厚生省公衆衛生局長通知）。しかし、402号通達の失権取扱いの定めは、その後も維持され、平成7年7月1日に被爆者援護法が施行された後も、厚生事務次官が同年5月15日付けで発出した「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の施行について」と題する通知（平成7年発健医第158号各都道府県知事並びに広島市長及び長崎市長あて厚生事務次官通知）に基づき、402号通達の失権取扱いが継続された。

オ 厚生労働省健康局長は、大阪高判平成14年12月5日訟月49巻7号1954頁を受けて、平成15年3月1日、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について」と題する通知（同年健発第0301002号各都道府県知事並びに広島市長及び長崎市長あて厚生労働省健康局長通知）を发出して、402号通達の失権取扱いの定めを廃止し、日本において健康管理手当等の支給認定を受けた「被爆者」が出国した場合及び日本において健康管理手当等の支給認定の申請をした「被爆者」が出国した後に手当の支給認定を受けた場合であっても、当該「被爆者」に対して手当を支給することとする旨取扱いを改めるに至った。

(4)ア Aは、昭和20年8月6日に広島市に投下された原子爆弾により被爆した。Aが被爆した際にいた地域は、原爆三法において「被爆者」として認定を受けることのできる地域とされている。

イ Aは、昭和59年2月6日、広島市長から被爆者健康手帳の交付を受けた上、健康管理手当の支給認定を受け、健康管理手当を受給したことが

あるが、402号通達に基づき、日本からの出国を理由に支給が打ち切られた（原告らの平成23年4月1日付け調査嘱託の申立てに対する広島市長の同年7月8日付けの回答）。

ウ Aが、402号通達の失権取扱いの定めが廃止される前に、健康管理手当の支給認定の申請をしなかった理由は、来日が困難であったからではなく、失権取扱いを定めた402号通達が存在していたからであった。仮に、402号通達が存在していなければ、Aは、もっと早い時期に上記申請手続を執っていたものであり、そして、その申請は認められるべきものであった。

(5) Aは、昭和60年11月30日、死亡し、最終的には、原告らがAの債権を7分の1ずつ相続することとなった（弁論の全趣旨）。

(6) Aと同じく、大韓民国に居住する同国の国民であって、昭和20年8月6日に広島市に投下された原子爆弾により被爆したと主張する者又はその承継人が、原告ら（以下「別訴原告ら」という。）となって、平成15年3月まで402号通達の失権取扱いを継続したことによって、別訴原告らの原爆三法上の「被爆者」としての法的地位ないし権利を違法に侵害されたなどと主張して、それぞれ、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求めた訴訟（以下「別訴」という。）において、最高裁判所は、平成19年11月1日、被告の担当者が、402号通達を作成、発出し、平成15年3月までこれに従った失権取扱いを継続したことは、公務員の職務上通常尽くすべき注意義務に違反するものとして、国家賠償法1条1項の適用上違法なものであり、当該担当者には過失がある旨判示した（最一小判平成19年11月1日民集61巻8号2733頁。以下「平成19年最判」という。）。

(7) 平成19年最判を受けて、舛添要一厚生労働大臣（当時）は、平成20年6月4日、第169回国会衆議院厚生労働委員会において、「…実は、これは昨年の11月に、いわゆる三菱の徴用工裁判というのがございまして、強



制連行されてこられて三菱で働いておられて被爆して、その後韓国に帰られて、しかし、この間の、被爆者手帳を持っていても国内にいないと使えないという402号通達によって被害を受けたから、国はその40人の方に、お一人当たり120万円の賠償金を支払えという最高裁判決でございました。このことに関しまして、当委員会でも、たしかこの直後、細川委員の方から御質疑で、今回は40人の原告であったけれども、同じような方がまだまだおられるだろう、そういう方については今後どのように取り組まれるのかということをお聞きして、そのような検討をしていただくというお話でありましたが、どのように進んでおりますか。」との質問に対し、「この問題は、昨年の11月1日の最高裁判決を受けての対応なんです。問題は、国家賠償にかかわるものですから、どうしても今の法制上、司法の判断をいただかないといけない。ですから、個々個別のケースについて司法の方で判断していただければ、例えば直ちにそれを和解して迅速にお支払いする、賠償をお支払いするという形ができます。ですから、これを周知徹底して、ぜひそのアクションをとっていただきたい。そのことによって、私どもの方も、国としても迅速に対応したい、そういう方針でいきたいと思っております。」と答弁し、また、「今、大臣は大変にいい答弁をしてくださいます。実は、例えばこの三菱の徴用工の問題では、当初46人で始めた裁判が、12年間の経過の中で、亡くなられて15人の方の賠償にしかならなかったというか、現実には生きて賠償を受けられた方はなかったということで、今大臣がおっしゃった、提訴を起こしてくれたら速やかに和解、この速やかに和解というところに二重、三重の意味がございますので、今も大臣は明確に御答弁でありましたので、そこはお尋ねいたしませんとして、よろしいですね。はい。そして、ちょうど同じように薬害のヤコブ病という問題が起きたときに、当時、坂口大臣でありましたが、同じように提訴問題が問題になって、未提訴者、まだ提訴していない方についても、提訴後は未

和解原告らと同様とする、とにかく、あくまでも提訴して早期和解という以上に、裁判で認めていただいてすぐ和解する、それは大事なことなのですが、しかし、もう一步踏み込んで何らかの早期な全面的な解決を目指そうとする姿勢、坂口大臣に当時お示しいただきましたが、こういう点については、舛添大臣はいかがこの問題をお考えでしょうか。」との質問に対し、「昨年来の、例えばC型肝炎の問題ですと、これは訴訟がずっと続いていました。今の原爆症もそうです。ただ、今お話しになっている問題は、最高裁の判決が確定しておりますから、これをもとにすべて判断できるということで、いろいろな立法措置、それはまた時間がかかります。財務省との間の調整とか、政府部内の調整も必要です。そういうことを考えますと、先ほど申し上げましたように、最高裁は最終審ですから、もうこの判決が確定していますから、これを最大限活用する、それが一番皆さん方の御意向を酌んだ形で御支援申し上げる道だ、そういうふうに確信しております。」と答弁した（当裁判所に顕著）。

(8)ア 原告らは、平成22年10月12日、本件訴えを提起した（当裁判所に顕著）。

イ 被告は、被告の担当者が、402号通達を作成、発出し、平成15年3月までこれに従った失権取扱いを継続したことが、国家賠償法1条1項の適用上違法なものであり、当該担当者には過失があり、かつ、Aの原爆三法上の「被爆者」としての法的地位ないし権利を違法に侵害したことについて、積極的に争っておらず、間もなく和解が成立する状況にあったが、平成28年9月30日の第28回弁論準備手続期日において、被告の担当者の違法行為はAが死亡した昭和60年11月30日に終了しているところ、原告らは、その後20年以上が経過した後である平成22年10月12日に本件訴えを提起したものであるから、除斥期間が経過していると主張した（当裁判所に顕著）。

もつとも、被告は、平成28年春頃に、除斥期間の経過という問題があることに気が付くまでは、本件と同種の事案において、被相続人の死亡後20年以上が経過した後に、相続人が同様の訴えを提起した場合であっても、除斥期間が経過していることに気が付かずに、和解に応じていた（弁論の全趣旨）。

### 第3 争点及びそれに関する当事者の主張

- 1 国家賠償法4条により適用される民法724条後段の規定は、消滅時効を定めたものであるか、仮に、そうであるとして、被告が当該消滅時効を援用することは、信義則に反し許されないか（争点1）

（原告ら）

民法724条後段の規定は、除斥期間を定めたものではなく、消滅時効を定めたものと解するのが相当であるところ、被告の担当者は、法令遵守義務という基本的な義務に反して、既に具体的な権利として発生しているAの重要な権利に関し、法令に違反してその行使を積極的に妨げるような一方的かつ統一的な取扱いである402号通達の失権取扱いを継続し、その行使を著しく困難にさせた結果、これを消滅時効にかからせたのであるから、被告が当該消滅時効を主張することは、信義則に反し許されない。

（被告）

民法724条後段の規定は、除斥期間を定めたものであることが明らかであるから、原告らの主張は、失当である。

- 2 仮に、民法724条後段の規定が除斥期間を定めたものであるとして、被告が原告らに対する損害賠償義務を免れることは、著しく正義・公平の理念に反するものとして、同条後段の効果が生じないと解すべきであるか（争点2）

（原告ら）

- (1) ①被告の担当者は、昭和49年7月22日に402号通達を發出してか

ら平成15年3月1日に402号通達の失権取扱いの定めを廃止するまでの間の29年間にわたり、法令遵守義務という基本的な義務に反して、既に具体的な権利として発生していたAの重要な権利に関し、法令に違反してその行使を積極的に妨げるような一方的かつ統一的な取扱いである402号通達の失権取扱いを継続し、その行使を著しく困難にさせたものであるところ、これについて、原告らが国家賠償法1条1項の適用上違法であることを確定的に知り得たのは、Aの死亡日（昭和60年11月30日）から20年以上が経過した平成19年最判が言い渡された日（同年11月1日）であったこと、②厚生労働大臣は、平成20年6月4日、別訴原告らと同様の者の救済については、平成19年最判を最大限活用する旨の答弁をしているところ、その趣旨は、時効又は除斥期間の成否にかかわらず、和解をするというものであったことから、原告らは、本件訴えを提起したものであること、③被告は、本件以前には、本件と同種の事案において、除斥期間が経過した者に関しても、除斥期間の経過に気が付かないまま、和解に応じてきたことに照らすと、被告が原告らに対する損害賠償義務を免れることは、著しく正義・公平の理念に反するものとして、民法724条後段の効果は生じないと解すべきである。

- (2) 仮に、そうでないとしても、被害者又はその相続人が、不法行為による損害及び加害者を知り得たときに、既に不法行為の終了日から20年が経過しており、しかも、被害者又はその相続人において不法行為による損害及び加害者を知り得なかった理由が、専ら加害者の責めに帰すべき事由によるものである場合には、時効の中断及び民法724条前段の法意に照らし、被害者又はその相続人が加害者及び損害の発生を知り得た時から3年以内に損害賠償請求権を行使したときには、同条後段の効果は生じないものと解するのが相当である。

これを本件について見るに、原告らが被告の担当者の違法行為によりAに損害が生じていたことを知り得たのは、平成19年最判が言い渡された同年11月1日であるから、その時には、既に上記違法行為の終了日であるAの死亡日（昭和60年11月30日）から20年が経過しており、しかも、A又は原告らにおいて違法行為による損害及び加害者を知り得なかった理由は、前記(1)①のとおり、専ら被告の責めに帰すべき事由によるものであったところ、原告らは、平成19年11月1日から3年以内である平成22年10月12日に本件訴えを提起したのであるから、同条後段の効果は生じないと解すべきである。

(被告)

民法724条後段の効果は制限されるべきである場合があり得るとしても、それは、一般的に、正義・公平の観点から被害者及び加害者の諸事情を考慮して同条後段の効果は制限すべきか否かを判断すべきものではなく、①時効の停止等のような同条後段の規定の適用を制限する根拠となる規定があり、かつ、②除斥期間の規定を適用することが著しく正義・公平に反する事情がある場合に限られると解するのが相当であるところ、上記②の事情が認められるのは、被害者等による権利行使が客観的に不可能な場合であり、かつ、それが加害者の行為に起因している場合に限られると解すべきである。

これを本件について見るに、原告らは、上記①の規定として、時効の中断の規定と同条前段を挙げるようであるが、本件においては、被告の担当者の違法行為の終了日から20年を経過する前に、時効の中断の事由は何ら生じていないのであるから、時効の中断の規定を借用すべき状況はなく、また、同条が、不法行為に基づく損害賠償請求権について、その前段と後段において、別個独立に期間制限を定めている趣旨に照らすと、同条前段の規定を根拠に、同条後段の除斥期間の効果の制限を認める余地はない。

また、別訴原告らが、Aに対する違法行為の終了日（昭和60年11月3

0日。Aの死亡日)から20年が経過する前である平成7年又は8年に別訴を提起していることに照らすと、原告らがAに対する違法行為の終了日から20年が経過する前に本件訴えを提起することは、客観的に可能であったことからすれば、除斥期間の規定を適用することが著しく正義・公平に反するともいえない。

そうすると、本件は、同条後段の効果が制限される場合には当たらない。

#### 第4 当裁判所の判断

- 1 争点1 (国家賠償法4条により適用される民法724条後段の規定は、消滅時効を定めたものであるか、仮に、そうであるとして、被告が当該消滅時効を援用することは、信義則に反し許されないか) について

民法724条後段の規定は、除斥期間を定めたものと解するのが相当であるから(最一小判平成元年12月21日民集43巻12号2209頁)、同規定が消滅時効を定めたものであることを前提とする原告らの主張は、採用することができない。

- 2 争点2 (仮に、民法724条後段の規定が除斥期間を定めたものであるとして、被告が原告らに対する損害賠償義務を免れることは、著しく正義・公平の理念に反するものとして、同条後段の効果が生じないと解すべきであるか) について

民法724条後段の効果が制限されるのは、被害者又はその相続人に、権利行使を不能又は著しく困難とする事由がある場合の債権者救済のための特段の規定(時効の停止等)が定める事情があり、かつ、除斥期間の規定を適用することが著しく正義・公平に反することになるという極めて例外的な場合に限られると解するのが相当である(最二小判平成10年6月12日民集52巻4号1087頁、最三小判平成21年4月28日民集63巻4号853頁)。

これを本件について見るに、一件記録を精査しても、原告らに、権利行使を不能又は著しく困難とする事由がある場合の債権者救済のための特段の規定

(時効の停止等)が定めるような事情があったとは認められない。原告らは、時効の中断の規定と同条前段の存在を指摘しているが、これらの規定は、権利行使を不能又は著しく困難とする事由がある場合の債権者救済のための特段の規定(時効の停止等)には当たらないから、原告らの指摘は失当といわざるを得ない。

また、別訴原告らが、Aに対する違法行為の終了日(昭和60年11月30日。Aの死亡日)から20年が経過する前である遅くとも平成8年1月16日までに、別訴を提起していること(当裁判所に顕著。民集61巻8号2988頁)に照らすと、原告らがAに対する違法行為の終了日から20年が経過する前に本件訴えを提起することは、客観的に可能であったといわざるを得ないから、被告の原告らに対する損害賠償義務について、除斥期間の規定を適用することが著しく正義・公平に反することになると断ずることもできない。原告らは、被告の担当者の違法行為によりAの損害が生じていたことを知り得たのは、平成19年最判が言い渡された同年11月1日であると主張しているが、別訴が既に提起されていたという事実を軽視するものであり、採用することができない。

そうすると、本件においては、同条後段の効果は制限されないというべきである。

なお、原告らは、厚生労働大臣が、平成20年6月4日、別訴原告らと同様の者の救済について、平成19年最判を最大限活用する旨の答弁をしていることについて、その趣旨は、時効又は除斥期間の成否にかかわらず、和解をするというものであったとも指摘しているが、前提事実(7)を精読しても、そこまでの趣旨はうかがわれないというべきである。

おって、原告らは、被告が、本件以前に、本件と同種の事案において、除斥期間が経過した者に関しても、除斥期間の経過に気が付かないまま、和解に応じてきたとも指摘しているが、単に不注意で除斥期間が経過していることに気

が付かなかつたにすぎないとうかがわれることからすると（前提事実(8)イ），  
特段考慮すべき事情ということとはできない。

### 3 結語

本件訴えは，平成22年10月12日に提起されたものであるところ（前提  
事実(8)ア），本件損害賠償請求権は，Aに対する違法行為の終了日（昭和60  
年11月30日。Aの死亡日）から20年の除斥期間の経過により，法律上当  
然に消滅しているものというべきであるから，原告らの請求はいずれも理由が  
ない。

大阪地方裁判所第8民事部

裁判長裁判官 絹 川 泰 毅

裁判官 田 辺 麻 里 子

裁判官 小 菅 哲 聖